

沖縄の自己破産実態調査

平成18年12月

沖縄県司法書士会

沖縄県司法書士会では、県下の自己破産申立者の実態調査を行い始めてから、今年で12年になります。この実態調査の結果を分析し、県下における破産者の実態を少しでも明らかにして、その実情をお知らせし、多重債務問題解決の手掛かりとすべく今年度も調査を行いました。

県下の破産と調停

- ① 平成17年の自己破産申立件数（会社関係を除く）は、1,742件でした。平成16年までは3年連続で2,000件を超えておりましたが、平成17年は2,000件を下回りました。本年の平成18年の上半期は784件であり、昨年の平成17年上半期の857件より減少しました。
- ② 平成17年の特定調停申立件数は、6,381件であり、平成16年の10,708件より減少しました。
- ③ 平成17年の支払督促事件は、1万件を超えています。
- ④ 当会の「なは司法書士総合相談センター」の相談でも、多重債務問題が相談件数の大半を占めています。

なお、上記で紹介した統計資料のうち、本年の上半期の自己破産申立件数と平成17年の特定調停申立件数は、それぞれ前年の件数より減少しており、件数だけを比べると多重債務者が減少しているように見えます。しかし、これは法務大臣の認定を受けた司法書士（認定司法書士）に簡易裁判所訴訟代理関係業務が認められるようになったことの影響によるものと考えられます。司法書士法の改定により裁判外の和解についての代理業務も行うことができるようになった結果、司法書士による債権調査が可能になり、大幅に債務額が減少したことにより破産を回避して裁判外の和解（任意和解）をおこなったり、或いは、いままで特定調停申立をしていたようなケースにおいても、債権調査により債

権債務額を確定し、裁判外の和解（任意和解）により処理している事例が多数存在しているためであると考えられます。また、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）等で自己破産を回避するケースもあり、自己破産申立件数の減少につながっているものと考えられます。

本年の破産申立調査と関連問題

本年も、1月1日から6月30日までの新規破産申立者についての調査を行いました。この間の県下の新規破産申立件数は784件（会社関係を除く）になっており、当会の調査はこのうち162件で、全体の約21%の申立者の調査になっています。

沖縄本島中南部の会員からの調査が主ですので、必ずしも全県下の傾向を反映できていない面もあろうかと思えます。しかし、債務者と面談して破産申立書を起案した当会会員からの調査結果は、かなりの正確性を持つものと確信します。

調査結果の数値とコメントは、「調査報告」（後記掲載）に譲りますが、いくつかの関連する問題について指摘しておきます。

（１）本年は、昨年より自己破産申立件数が減っております。

前半期破産申立件数（１月から６月まで）

	H 1 8 年	H 1 7 年	H 1 6 年	H 1 5 年	H 1 4 年
那覇地裁	3 7 0 件	4 1 4 件	5 0 8 件	6 1 9 件	4 0 6 件
沖縄支部	3 0 1 件	3 2 2 件	3 4 3 件	3 5 9 件	3 2 8 件
名護支部	7 6 件	8 7 件	1 0 5 件	1 1 9 件	1 1 6 件
平良支部	1 7 件	2 5 件	3 0 件	3 2 件	1 1 件
石垣支部	2 0 件	9 件	1 5 件	3 4 件	2 8 件
合 計	7 8 4 件	8 5 7 件	1 0 0 1 件	1 1 6 3 件	8 8 9 件

（２）特定調停申立事件について、各簡易裁判所ごとの件数を紹介します。

特定調停申立事件数

	平成17年	平成16年	平成15年	平成14年
那覇簡裁	2941件	4897件	13132件	18940件
沖縄簡裁	2112件	3506件	7221件	10022件
名護簡裁	977件	1821件	2359件	1843件
平良簡裁	225件	233件	403件	479件
石垣簡裁	126件	251件	419件	318件
合 計	6381件	10708件	23534件	31602件

(3) ヤミ金業者の横行は重大な問題となっています。

破産調査には現れてないのですが、平成12年暮頃から、県内でもヤミ金融業者による違法営業が激増し、深刻な問題となっています。ほとんどが東京の業者ですが、平成14年半ば頃から県内業者も出てきています。

(4) 不当利得返還請求訴訟が急増しています。

各マスコミでも大きく報じられましたが、不当利得返還請求訴訟（過払金返還請求訴訟）が当会会員により多数提起されるようになっていています。取り戻した過払金を債務の残る業者への返済に充て、借金問題を解決できる方々もでてきています。

県司法書士会の事業として

当会は、本年度の重点事業の一つに「市民への法的サービス」を掲げ、会員の破産、調停、個人再生、不当利得返還請求訴訟、貸金被告事件等の実務の拡大と充実に努めます。同時に、司法書士会館を拠点として、次のとおり多重債務者問題の解決をめざした諸事業を実施します。

1. 市町村や社会福祉協議会、各種相談窓口への相談員派遣を引き続き推進します。
2. なは司法書士総合相談センターの相談事業を週3回実施しています。久米島での司法書士県民法律相談センターも毎月実施しています。
3. 高校卒業予定者等を対象とした講演会の実施を県下の高校に呼びかけます（啓発リーフレットも準備しています）。特に若年者のなかで多重債務問題が深刻化しており、全ての高校からの講師派遣要請を期待します。

調 査 報 告

平成 1 8 年 沖 縄 の 自 己 破 産

=平成 1 8 年前半期における

新規自己破産申立者の調査報告コメント=

平成 1 8 年 1 2 月

沖縄県司法書士会

調査方法等

- ① 本年 1 月 1 日から 6 月 3 0 日までに県会会員が取り扱った自己破産申立件数（合計 1 6 2 件）を対象にした調査結果です。
- ② 同件数は、6 月末現在の県下の地方裁判所（支部含）新規受付破産申立者（会社関係を除く）7 8 4 件の約 2 1 %にあたります。
- ③ 本島中南部の調査が主で、宮古・八重山及び本島北部の調査は不十分になっています。
- ④ 会員に対して、本年の破産申立者について、事情聴取や申立書記載事項から債務者一人一人についてのアンケート方式で回答を求めました。

報告方法

- ① 調査結果のコメントをおこない、その裏付けとなる調査数値等は、末尾にまとめて数値または図表として掲載しました。
- ② コメントでは、平成 6 年からの調査結果も紹介し、各調査項目の推移を比較検討できるようにしました。

調査結果の特徴

1. 年齢別（表1）

- ① 当会が調査を開始してから引き続き、破産申立者は全ての世代に渡っていて、30～50代の社会の中堅層が全体の70%になっています。

※ 30代と40代で全体の51%になっています。

- ② 50代の破産者は、19%になっています。

- ③ なお、平成6年調査からの年齢別推移は下記のとおりです。

	20代	30代	40代	50代
平成6年	15%	16%	28%	22%
平成7年	14%	28%	25%	15%
平成8年	17%	25%	27%	21%
平成9年	19%	31%	21%	17%
平成10年	20%	28%	26%	14%
平成11年	20%	27%	25%	16%
平成12年	12%	30%	24%	20%
平成13年	15%	31%	24%	16%
平成14年	20%	24%	28%	15%
平成15年	20%	29%	25%	14%
平成16年	19%	29%	24%	16%
平成17年	17%	30%	20%	21%
平成18年	17%	23%	28%	19%

2. 男女別（表2、表3、表3-2）

- ① 例年どおり女性が多く、男性の2倍となっております。

※ 業者の営業が女性をターゲットにしている事が指摘でき、主な借金目的が生活費を補うことの反映ともいえます。

※ 20代の男女では、女性の割合が男性より、1ポイント多くなっています。

- ② なお、平成6年調査からの男女別推移は下記のとおりです。

	男 性	女 性
平成 6 年	3 0 %	7 0 %
平成 7 年	3 4 %	6 6 %
平成 8 年	2 4 %	7 6 %
平成 9 年	3 0 %	7 0 %
平成 1 0 年	3 7 %	6 3 %
平成 1 1 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 2 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 3 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 4 年	3 1 %	6 9 %
平成 1 5 年	3 6 %	6 4 %
平成 1 6 年	3 9 %	6 1 %
平成 1 7 年	4 4 %	5 6 %
平成 1 8 年	3 3 %	6 7 %

3. 地域別（表4）

① 破産者が全県各地に広がっていることが分かります。

※ 業者の営業店舗の展開、テレホンキャッシング等の影響が大きい。

② 地域における司法書士会会員の業務受託との関係では偏りも指摘できますので、平成17年までの那覇地方裁判所（支部）の新規破産受付件数を下記に示しておきます。

参 考 各年の自己破産件数の推移＝那覇地裁発表・司法統計から					
	1 7 年	前年比	1 6 年	1 5 年	1 4 年
那覇地裁本庁	8 1 9 件	8 0 %	1 0 2 0 件	1 2 7 5 件	1 0 0 9 件
沖縄支部	6 6 8 件	9 6 %	6 9 4 件	7 7 8 件	7 2 2 件
名護支部	1 8 3 件	8 7 %	2 0 8 件	2 3 7 件	2 2 3 件
平良支部	5 0 件	7 9 %	6 3 件	6 6 件	3 0 件
石垣支部	2 2 件	4 5 %	4 8 件	6 9 件	8 2 件
合 計	1 7 4 2 件	8 5 %	2 0 3 3 件	2 4 2 5 件	2 0 6 6 件

4. 破産申立前後の職業（表6）

① 破産前（申立前6か月）の職業では、ほとんど全ての職種に及んでいることが分かります。勤労者が引き続き多数です。

② 無職・主婦層、パート・アルバイト、契約社員・その他などの収入が不安定と思われる層での破産は全体の58%で、昨年とほぼ変わりはありませんが、なお半数を超えております。また、会社員、自営業者の破産が昨年より増えています。

長引く不況の中で生活苦が拡大していること、業者の営業が利用者の返済能力を軽視した過剰融資傾向が強いことを示しています。

③ 破産申立時の職業では、会社員や自営業者が減少し、無職者が増えています。高利の返済と厳しい取り立てに追われ、職場を失ったり、あるいは自営業を閉めざるを得ない状態に陥って破産手続きを求めていることが分かります。

参考：破産前の職業（最近の6年間）

（下表のほか職業不明がH14に6名、H15に13名、H16に5名あり）

破産前 調査年	会社員	公務員	自営業	パート・ アルバイト	スナック 勤務等	無職・ 主婦	契約社員 ・その他
H13年	91名 (33%)	0名 (0%)	34名 (12%)	42名 (15%)	9名 (3%)	89名 (32%)	14名 (5%)
H14年	84名 (28%)	3名 (1%)	25名 (8%)	79名 (26%)	28名 (9%)	54名 (18%)	23名 (8%)
H15年	36名 (11%)	1名 (0.3%)	24名 (7%)	32名 (10%)	11名 (3%)	83名 (26%)	126名 (39%)
H16年	36名 (13%)	1名 (0.4%)	22名 (8%)	60名 (21%)	10名 (4%)	80名 (28%)	68名 (24%)
H17年	54名 (26%)	0名 (0%)	25名 (12%)	64名 (30%)	12名 (6%)	50名 (24%)	7名 (3%)
H18年	41名 (25%)	2名 (1%)	25名 (15%)	57名 (35%)	0名 (0%)	34名 (21%)	3名 (2%)

5. 破産時の職業・収入・公的扶助・家族状況等（表5～表8）

① 破産時の職業では、「無職・主婦」層が激増し、社会的経済的な弱者に借金苦が広がっていることが分かります。

② 主な特徴は次のとおりです。

イ 破産時の平均収入は、月15万円以下が90%を占め、低所得層での破産が多いことを示しています。（表5）

参考：破産時の平均収入が月15万円以下の占める割合

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
89%	87%	85%	86%	90%

ロ 生活保護世帯29名（11%）（表6附属）

参考：生活保護世帯の占める割合

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
6%	4%	5%	9%	11%

ハ 単身家庭と母子（父子）家庭が多いことが分かります（38%）。（表7）

参考：単身家庭の占める割合

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
15%	13%	17%	21%	19%

参考：母子(父子)家庭の占める割合

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
21%	19%	23%	13%	19%

ニ 住居は、賃貸住宅居住者が全体の72%です。（表8）

参考：賃貸住宅居住者の占める割合

平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
75%	71%	79%	71%	72%

ホ 本人や家族が病気をかかえている債務者が４９％もあり、本人や家族の病気が借金のきっかけや増加につながっています。（表６附属）

参考：病人世帯の占める割合

	H 1 4 年	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年
本人	62 人(21%)	75 人(23%)	45 人(16%)	57 人(26%)	49 人(30%)
家族	53 人(18%)	58 人(17%)	39 人(14%)	41 人(19%)	31 人(19%)
合計	1 1 5 人 3 8 %	1 3 3 人 4 0 %	8 4 人 3 0 %	9 8 人 4 6 %	8 0 人 4 9 %

ヘ 債務者個人だけでなく、家庭生活が破綻していることを示す指標としての「家族の破産・調停」も２６％に及んでいます。（表９）

参考：「家族の破産・調停」の占める割合

平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年
2 7 %	2 1 %	1 7 %	2 0 %	2 6 %

6. どこから、いくらを借りているか。（表１０～表１３）

① 平均借入件数は約９社です。（表１０）

なお、「１０社まで」の借入で破産するケースが約７３％です。

参考：１０社までの借入で破産する割合

平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年
6 5 %	7 2 %	7 5 %	8 5 %	7 3 %

② 借入先のトップはサラ金（消費者金融業者）です。（表１１）

破産者の約９３％が利用しています。サラ金の平均利用件数は４社で、平均借入額は２１１万円です。平均金利が２９％と仮定しても、利息だけでも月約５万円の支払いになります。破産申立者のうち、２０代だけの調査では、サラ金利用者は９３％になっています。（表２２）

- ③ クレジット利用者が４５％になっています。クレジットカードのショッピング枠利用というより、キャッシング枠利用（借入金）がほとんどです。

- ④ 日掛業者利用者が約２０％と増加しています。

参考：借入先

	H 1 4 年	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年
銀行系	４ ９ %	４ ７ %	４ ８ %	４ ５ %	４ ２ %
サラ金	９ ５ %	９ ５ %	９ ７ %	９ ３ %	９ ３ %
クレジット	５ ５ %	４ ８ %	４ ６ %	５ ２ %	４ ５ %
日掛	２ ０ %	１ ４ %	２ ０ %	１ １ %	２ ０ %
個人	２ ３ %	２ ４ %	２ １ %	１ ５ %	２ ３ %
その他	３ ２ %	１ ９ %	２ ７ %	２ ９ %	２ ８ %

- ⑤ 破産者の平均負債額は６１５万円です。４００万円以下の負債で破産に至る方が６５％です。（表１３）

参考：負債総額別の破産者の割合

	H 1 4 年	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年
０～１００万	１ %	１ %	１ %	１ %	１ %
～２００万	６ %	７ %	１ １ %	２ ０ %	１ ８ %
～３００万	２ ５ %	２ ２ %	２ ９ %	２ ７ %	２ ７ %
～４００万	２ ２ %	２ ２ %	１ ９ %	１ ８ %	１ ９ %
～５００万	１ ２ %	１ ２ %	１ ３ %	９ %	１ ２ %
～８００万	１ ５ %	１ ８ %	１ ２ %	８ %	８ %
～１０００万	４ %	３ %	１ %	３ %	３ %
～２０００万	７ %	７ %	７ %	８ %	９ %
２０００万超	７ %	９ %	８ %	６ %	４ %

- ⑥ 破産時の平均債権者数と平均債務総額の推移は次表のとおりです。

参考：破産時の平均債権者数と平均債務総額

平成 7 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 1 8 万円の債務
平成 8 年調査	平均 1 4 社から	平均 7 3 0 万円の債務
平成 9 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 8 7 万円の債務
平成 1 0 年調査	平均 1 2 社から	平均 7 0 2 万円の債務
平成 1 1 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 4 1 万円の債務
平成 1 2 年調査	平均 1 0 社から	平均 1 0 2 0 万円の債務
平成 1 3 年調査	平均 9 社から	平均 9 2 9 万円の債務
平成 1 4 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 6 4 万円の債務
平成 1 5 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 7 4 万円の債務
平成 1 6 年調査	平均 1 0 社から	平均 7 1 6 万円の債務
平成 1 7 年調査	平均 8 社から	平均 5 7 7 万円の債務
平成 1 8 年調査	平均 9 社から	平均 6 1 5 万円の債務

7. 借金の目的（表 1 4）

- ① 借金の目的は、生活を補うための、複数回答で引き続き 9 3 %で、又、借金返済のためとした回答も 9 3 %あり大きな割合を占めています。
- ② 事業資金も 2 4 %に及んでいます。破産前の自営業者は約 1 5 %ですから、家族や親戚縁者が事業資金等の借り入れを手伝っていることを示します。
- ③ 保証人や名義貸しも、3 5 %に及んでいて重要な問題です。
- ④ 遊興費は約 4 %です。借金の目的が遊興費の場合は特定調停や任意整理を活用しているケースが多いと思われます。
- ⑤ 住宅ローン関連の破産は 8 %でした。各年度の実数は下記のとおりです。

参考：住宅ローン関連の破産者

平成 1 4 年	平成 1 5 年	平成 1 6 年	平成 1 7 年	平成 1 8 年
1 5 名	2 9 名	2 3 名	1 9 名	1 3 名

⑥ 借金の目的調査についての推移は下記のとおり（複数回答）

	生活費	保証人等	事業費	遊興費	住宅 ローン
平成 6 年	47%	18%	32%	10%	—
平成 7 年	71%	25%	28%	9%	—
平成 8 年	81%	49%	22%	15%	—
平成 9 年	86%	38%	28%	3%	7%
平成10年	82%	22%	26%	3%	6%
平成11年	93%	26%	15%	4%	7%
平成12年	92%	21%	24%	2%	10%
平成13年	91%	24%	19%	3%	14%
平成14年	91%	25%	19%	1%	5%
平成15年	98%	19%	15%	3%	10%
平成16年	91%	28%	17%	1%	8%
平成17年	93%	23%	22%	6%	9%
平成18年	93%	35%	24%	4%	8%

8. 借金の期間（表16）

① 借金の期間は、「5年以上」が77%でした。最初の借り入れから破産申立までの期間が、長くなっていることを示しています。約40%が10年以上もの期間、借金に追われ続けてきたことが分かります。

② 借りてから3年以内の破産者は10%でした。

参考：借入期間の割合

	3年以内	～5年	～7年	～10年	～15年	15年超
H10年	19%	14%	21%	24%	13%	8%
H11年	11%	19%	14%	24%	20%	10%
H12年	3%	13%	20%	19%	27%	16%
H13年	15%	15%	14%	18%	24%	13%
H14年	10%	16%	15%	17%	23%	16%
H15年	10%	17%	17%	22%	21%	11%

H 1 6 年	7 %	1 7 %	1 8 %	2 2 %	2 0 %	1 4 %
H 1 7 年	1 1 %	2 1 %	2 5 %	1 6 %	1 3 %	1 3 %
H 1 8 年	1 0 %	1 2 %	2 0 %	1 7 %	1 8 %	2 2 %

- ③ 平均借入件数、平均借入額、無職・主婦とパート層への貸付が 5 6 % あること等を考えると、生活困窮者（返済資力不足者）に安易に貸し付ける傾向が強まっていると考えられます。資金需要者の返済能力を超える業者の過剰融資が大きな問題として指摘されます。

9. 取立状況と生活の変化（表 1 7、表 1 8）

金融業者の厳しい取立てにより、職場を追われて失業したり、離婚等で家庭生活が崩壊しています。

- ① 自宅への取立てが 9 1 % もあり家庭生活を脅かし、離婚の原因ともなっていると思われます。職場への取立ても 1 9 % あります。家族への取立てが 1 4 % あり、違法取立てが後を絶ちません。保証人でもない家族への取立ては禁止されています。
- ② 取立てが原因となり、離婚したり別居した家族が 1 9 人（約 1 1 %）にもなっており、家庭生活が根底から破壊されていることが分かります。
- ③ ガイドラインを無視した取立てにより、追い詰められて精神を害する者も少なくないことを指摘しておきます。精神に疾患をもつ者への貸付けや、自宅や職場への執拗な電話督促で、さらに精神的に追い詰められている債務者が少なくありません。
- ④ 破産手続中の裁判は、破産手続の迅速化もあってここ数年は減少傾向のまま推移していましたが、1 6 年に増加したものの、1 7 年に再び減少しています。1 8 年は 7 % で 1 7 年より増加しています。公正証書などによる強制執行を受けている者も 1 % います。

参考：取立状況（複数回答）

	H 1 4 年	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年
自宅	9 5 %	8 7 %	8 7 %	7 8 %	9 1 %
職場	2 5 %	1 5 %	2 1 %	1 6 %	1 9 %
家族	3 5 %	2 0 %	1 2 %	1 1 %	1 4 %

違法取立	1 %	2 %	3 %	3 %	5 %
裁判	7 %	3 %	17 %	5 %	7 %
強制執行	1 %	1 %	3 %	2 %	1 %

参考：生活への変化（複数回答）

	H 1 4 年	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年
離婚	22人	26人	22人	25人	18人
別居	8人	8人	9人	6人	1人
退職	15人	8人	9人	10人	11人
出稼ぎ	4人	2人	5人	3人	6人
	302人中	326人中	282人中	212人中	162人中

10. 20歳代の破産申立者の特徴（表20～表25及び表1～表2）

- ① 新規破産申立者の約17%が20代の若年者になっています。（表1）
 業者のテレビ等の公告が若年者を対象にしていることも問題であり、若年者への消費者教育を徹底することが緊急の課題であることを示しています。

参考：20歳代の占める割合

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
20歳代	66人(20%)	53人(19%)	36人(17%)	28人(17%)
破産申立者	326人中	282人中	212人中	162人中

- ② 20歳代の女性の割合が、全破産申立者の女性が占める割合と同様に高くなっています（表20、表2）。若い女性の消費者教育が重視されます。

参考：20歳代の男女比

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
男性	19人(29%)	18人(34%)	12人(33%)	9人(32%)
女性	47人(71%)	35人(66%)	24人(67%)	19人(68%)
20歳代	66人中	53人中	36人中	28人中

参考：全破産申立者の男女比

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
男 性	117 人(36%)	110 人(39%)	94 人(44%)	54 人(33%)
女 性	208 人(64%)	172 人(61%)	118 人(56%)	108 人(67%)
破産申立者	326 人中	282 人中	212 人中	162 人中

- ③ 借入件数は、大方の者が6件から10件です。年齢にしては多くなっています。(表21)

参考：20歳代の借入件数

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
1～5件	17 人(26%)	7 人(13%)	13 人(36%)	7 人(25%)
6～10件	43 人(65%)	38 人(72%)	21 人(58%)	15 人(54%)
11～15件	5 人(8%)	7 人(13%)	2 人(6%)	5 人(18%)
16件以上	1 人(2%)	1 人(2%)	0 人(0%)	1 人(4%)
合 計	66 人	53 人	36 人	28 人
総借入件数	492 件	416 件	236 件	199 件
平均借入件数	7.5 件	7.8 件	6.6 件	7.1 件

- ④ 借入先は、1位がサラ金利用で93%、2位がクレジット利用で39%となっており(表22)、両者の割合が例年どおり高い利用割合になっています。

参考：20歳代の借入先(複数回答)

	H15年	H16年	H17年	H18年
銀行系	15 人(23%)	17 人(32%)	11 人(31%)	8 人(29%)
サラ金	61 人(92%)	53 人(100%)	35 人(97%)	26 人(93%)
クレジット	31 人(47%)	26 人(49%)	18 人(50%)	11 人(39%)
日掛	7 人(11%)	7 人(13%)	0 人(0%)	3 人(11%)
個人	9 人(14%)	7 人(13%)	1 人(3%)	4 人(14%)
その他	12 人(18%)	11 人(21%)	9 人(25%)	8 人(29%)
20歳代	66 人中	53 人中	36 人中	28 人中

- ⑤ 負債総額は、収入とも関連し、過半数が３００万円までの借金です。（表２３）

参考：２０歳代の負債総額

	H 1 5 年	H 1 6 年	H 1 7 年	H 1 8 年
０～１００万	０人(0%)	０人(0%)	０人(0%)	１人(4%)
～２００万	７人(11%)	１１人(21%)	１１人(31%)	６人(21%)
～３００万	２７人(41%)	２１人(40%)	１５人(42%)	１５人(54%)
～４００万	１７人(26%)	９人(17%)	７人(19%)	５人(18%)
～５００万	８人(12%)	８人(15%)	２人(6%)	１人(4%)
～８００万	４人(6%)	１人(2%)	１人(3%)	０人(0%)
～１０００万	１人(2%)	１人(2%)	０人(0%)	０人(0%)
～２０００万	１人(2%)	１人(2%)	０人(0%)	０人(0%)
２０００万超	１人(2%)	１人(2%)	０人(0%)	０人(0%)
２０歳代	66人中	53人中	36人中	28人中

- ⑥ 借入期間は、５年以上が６０％もいます。１０代からサラ金業者等を利用している者が少なくないことを窺わせています。（表２４）

参考：２０歳代の借入期間

	平成１５年	平成１６年	平成１７年	平成１８年
３年以下	１１人(17%)	７人(13%)	７人(19%)	５人(18%)
～５年	２４人(36%)	１７人(32%)	１２人(33%)	５人(18%)
～７年	１６人(24%)	１５人(28%)	１６人(44%)	１３人(46%)
～１０年	１３人(20%)	１２人(23%)	１人(3%)	４人(14%)
１０年超	０人(0%)	１人(2%)	０人(0%)	０人(0%)
不明	２人(3%)	１人(2%)	０人(0%)	１人(4%)
２０歳代	66人中	53人中	36人中	28人中

- ⑦ 借金の理由については、生活費や借金返済が主な理由になっています。

保証・名義貸しは４３％と増加しております。（表２５）

若年者に対する、保証・名義貸しを含めた消費者教育の重要性が指摘できます。

参考：20歳代の借金の理由（複数回答）

	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
生活費	60人(91%)	48人(91%)	34人(94%)	26人(93%)
事業資金	2人(3%)	2人(4%)	3人(8%)	0人(0%)
遊興費	2人(3%)	0人(0%)	4人(11%)	2人(7%)
消費財の購入	11人(17%)	15人(28%)	11人(31%)	5人(18%)
保証人・名義貸	18人(27%)	17人(32%)	6人(17%)	12人(43%)
借金返済	51人(77%)	48人(91%)	27人(75%)	26人(93%)
住宅ローン	2人(3%)	1人(2%)	1人(3%)	0人(0%)
その他	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)	0人(0%)
20歳代	66人中	53人中	36人中	28人中

☆調査結果表

表1 年代別割合

20代	28
30代	38
40代	44
50代	30
60代	17
70代	4
不明	1
総数	162

表1 年代別割合

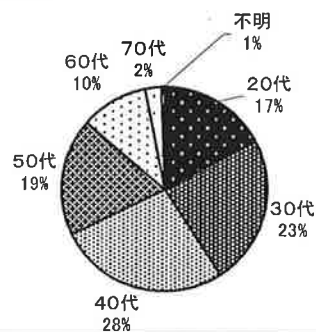


表2 性別割合

男性	54
女性	108
総数	162

表2 性別割合

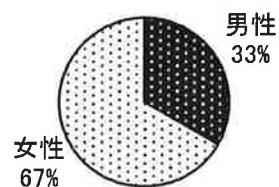


表3 年代別(男性)

20代	9
30代	15
40代	13
50代	11
60代	3
70代	2
不明	1
総数	54

表3 年代別(男性)

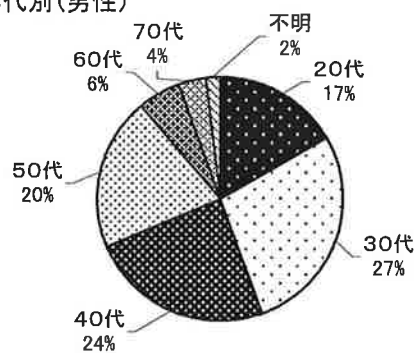


表3-2 年代別(女性)

20代	19
30代	23
40代	31
50代	19
60代	14
70代	2
総数	108

表3-2 年代別(女性)

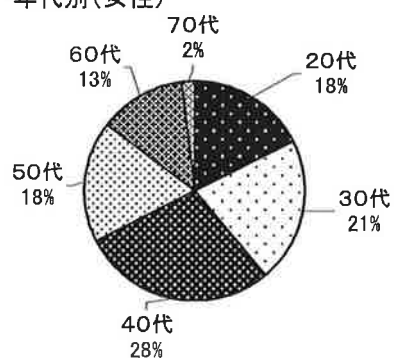


表4 地域別

石垣市	1	0.6%
糸満市	11	6.8%
浦添市	23	14.2%
うるま市	10	6.2%
沖縄市	11	6.8%
恩納村	1	0.6%
宜野湾市	8	4.9%
金武町	2	1.2%
久米島町	2	1.2%
北谷町	1	0.6%
豊見城市	5	3.1%
名護市	1	0.6%
那覇市	63	38.9%
南城市	5	3.1%
西原町	10	6.2%
南風原町	2	1.2%
八重瀬町	2	1.2%
与那原町	3	1.9%
読谷村	1	0.6%
総数	162	

表5 破産時の収入

0円	50
1～5万円	12
～10万円	48
～15万円	37
～20万円	11
21万円～	3
不明	1
総数	162

月平均収入

本人	7.3
本人・家族含む	18.9

表5 破産時の収入

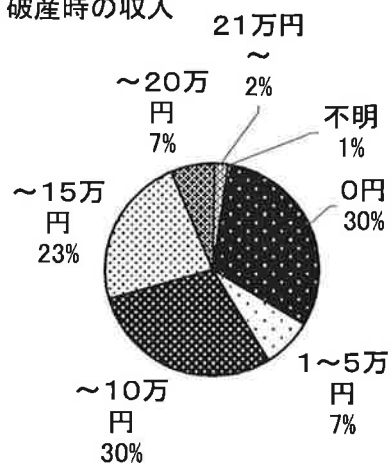


表6 破産前後の職業

	破産前		破産時	
会社員(事務・営業・他)	41	25.3%	35	21.6%
公務員	2	1.2%	0	0.0%
自営業	25	15.4%	9	5.6%
パート・バイト	57	35.2%	54	33.3%
水商売勤務	0	0.0%	0	0.0%
無職・主婦	34	21.0%	62	38.3%
契約社員・その他	3	1.9%	2	1.2%
不明	0	0.0%	0	0.0%
総数	162		162	

公的扶助

生活保護	19
児童扶養手当	39

病人世帯

本人病気	49
家族病気	31

表7 家族状況

単身者	30
一般	101
母子(父子)家庭	31
不明	0
総数	162

表7 家族状況

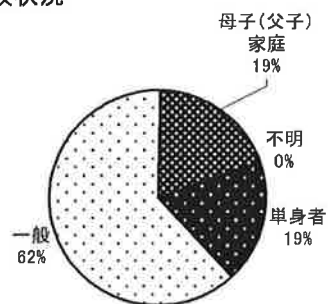


表8 住居

持家	41
賃貸	117
不明	4
総数	162

表9 家族の破産・調停

有	42
無	102
不明	18
総数	162

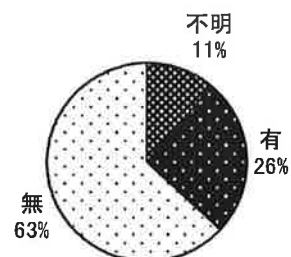


表10 借入件数

1～5件	44	27.2%
6～10件	74	45.7%
11～15件	26	16.0%
16～20件	8	4.9%
21～25件	3	1.9%
26件～	7	4.3%
総数	162	

平均借入件数

1536(総借入件数) /162(総人数)= 9.48件

表10 借入件数

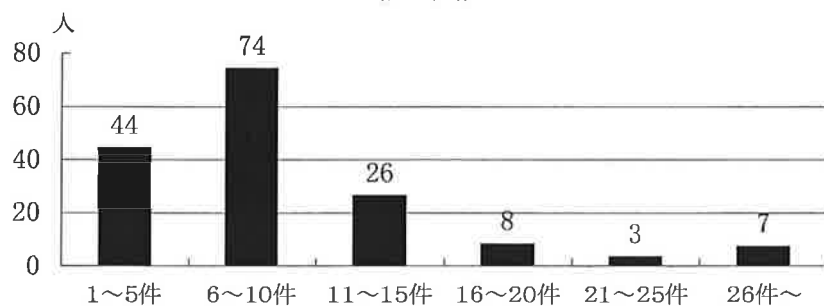
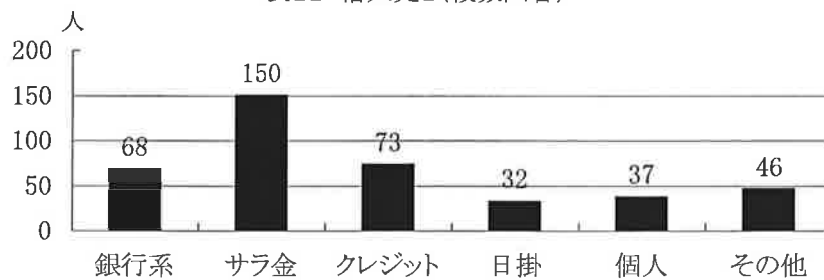


表11 借入先1(複数回答)

銀行系	68	42.0%
サラ金	150	92.6%
クレジット	73	45.1%
日掛	32	19.8%
個人	37	22.8%
その他	46	28.4%
人数	162	

表11 借入先1(複数回答)



借入先2 [平均件数]

銀行系	128	1.88 件
サラ金	637	4.25 件
クレジット	192	2.63 件
日掛	324	10.13 件
個人	412	11.14 件
その他	75	1.63 件

当該業者総数
業者別利用者人数

[平均借入額]

銀行系	521万	業者別借入総額 借入人数(借入先1)
サラ金	211万	
クレジット	149万	
日掛	192万	
個人	278万	
その他	114万	

表12 各借入総金額 [万円]

銀行系	35,427
サラ金	31,690
クレジット	10,856
日掛	6,131
個人	10,277
その他	5,245
不明	0
総計	99,626

平均負債額(万円)
615.0

表13 負債総額

100万以下	2
~200万	29
~300万	43
~400万	31
~500万	19
~800万	13
~1000万	5
~2000万	14
2000万超過	6
不明	0
総計	162

表13 負債総額

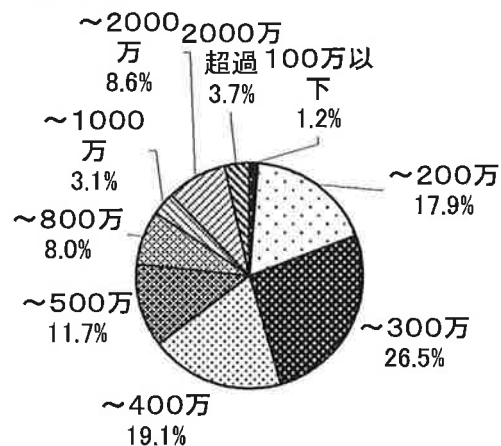


表14 借金の理由(複数回答)

生活費	151	93.2%
事業資金	38	23.5%
遊興費	6	3.7%
消費財の購入	32	19.8%
保証人・名義貸	56	34.6%
借金返済	150	92.6%
住宅ローン	13	8.0%
その他	0	0.0%

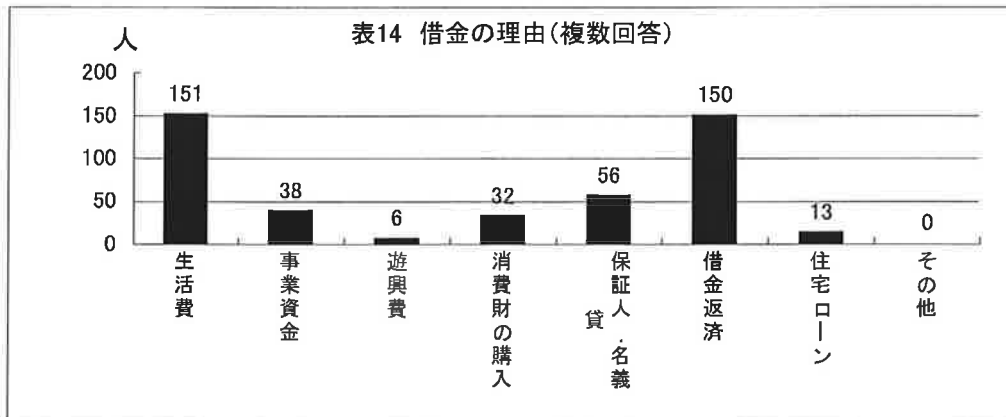


表15 離職の理由

退職	21
倒産	20
解雇	0

表15 離職の理由

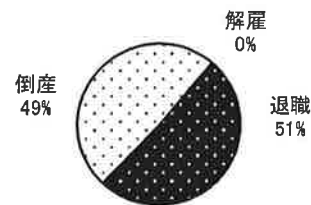


表16 借入期間

3年以下	16
～5年	20
～7年	32
～10年	27
～15年	29
15年超過	37
不明	1
総数	162

表16 借入期間

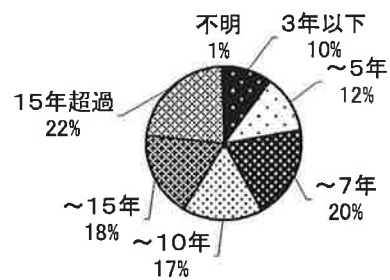


表17 取立状況(複数回答)

自宅	147	90.7%
職場	31	19.1%
家族	22	13.6%
違法取立	8	4.9%
裁判	11	6.8%
強制執行	2	1.2%

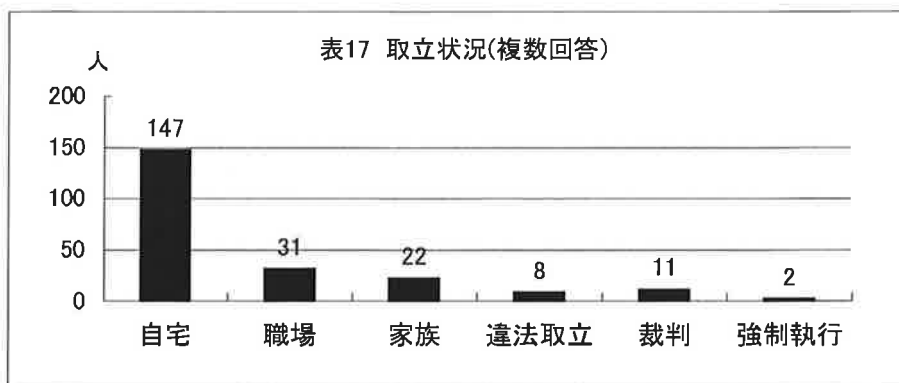


表18 生活への変化(複数回答)

離婚	18
別居	1
退職	11
出稼ぎ	6

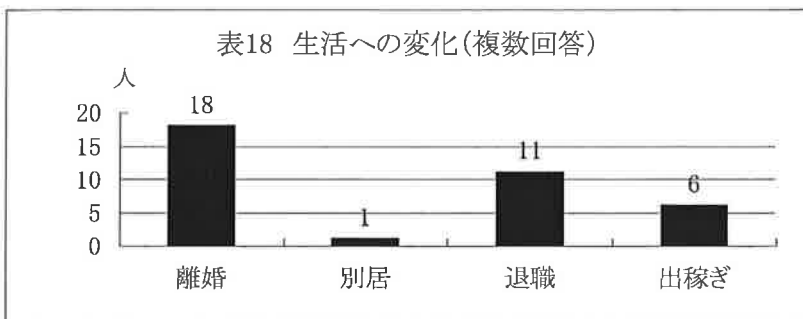
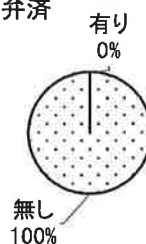


表19 一部弁済

有り	0
無し	162

表19 一部弁済



☆20歳代の破産者の特徴

表20 男女比

男性	9	32.14%
女性	19	67.86%
総数	28	

表20 男女比

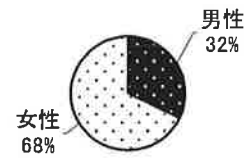
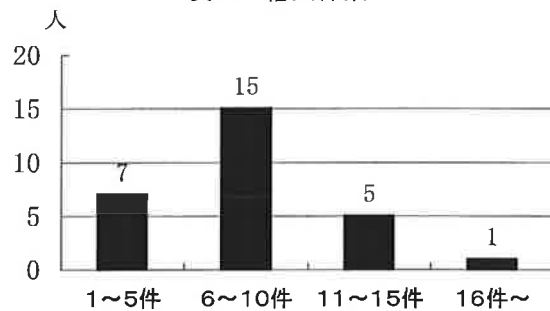


表21 借入件数

1～5件	7	25.0%
6～10件	15	53.6%
11～15件	5	17.9%
16件～	1	3.6%
総数	28	

表21 借入件数



総借入件数	199
平均借入件数	7.1

表22 借入先(複数回答)

銀行系	8	28.6%
日掛	3	10.7%
サラ金	26	92.9%
個人	4	14.3%
クレジット	11	39.3%
その他	8	28.6%
人数	28	

表22 借入先(複数回答)

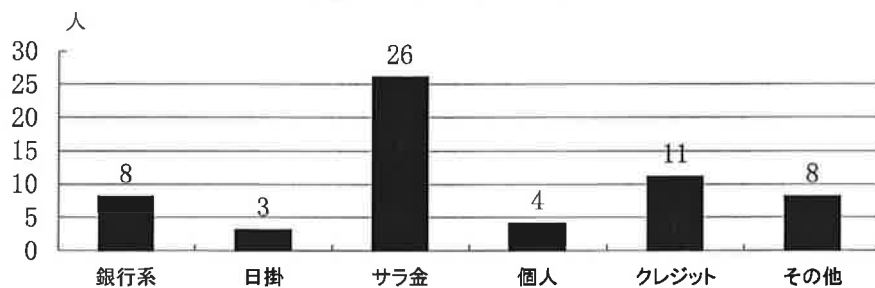


表23 負債総額

100万以下	1	3.6%
～200万	6	21.4%
～300万	15	53.6%
～400万	5	17.9%
～500万	1	3.6%
～800万	0	0.0%
～1000万	0	0.0%
～2000万	0	0.0%
2000万超過	0	0.0%
総数	28	

表24 借金の期間

3年以下	5	17.9%
～5年	5	17.9%
～7年	13	46.4%
～10年	4	14.3%
10年超過	0	0.0%
不明	1	3.6%
総数	28	

表23 負債総額

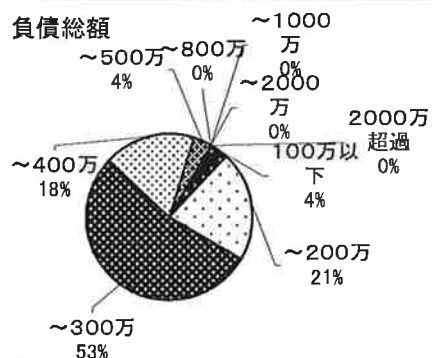


表24 借金の期間

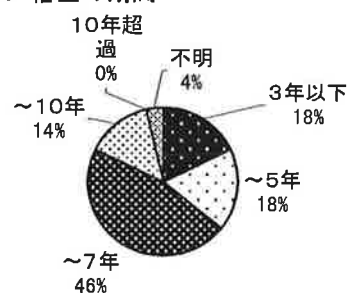


表25 借金の理由(複数回答)

生活費	26	92.9%
事業資金	0	0.0%
遊興費	2	7.1%
消費財の購入	5	17.9%
保証人・名義貸	12	42.9%
借金返済	26	92.9%
住宅ローン	0	0.0%
その他	0	0.0%
人数	28	

表25 借金の理由(複数回答)

